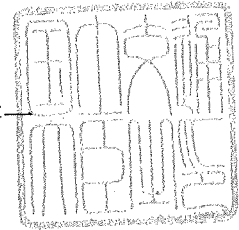


国海員 365号
平成28年2月22日

交通政策審議会

会長 浅野 正一郎 殿

国土交通大臣
石井 啓



交通政策審議会への諮問について

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第85条の2第2項の規定により読み替えて適用される第36条第2項及び第36条の5第2項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第239号

船員及び船員になろうとする者である障害者に対する差別の禁止に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針等の制定について

諮問理由

船員及び船員になろうとする者である障害者に対する差別の禁止に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針等を制定することについて、障害者の雇用の促進等に関する法律第85条の2第2項の規定により読み替えて適用される第36条第2項及び第36条の5第2項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聞く必要があるため。